

国の用務以外の目的で渡航する場合における海外渡航承認取扱要領

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会決定

(趣旨)

- 1 特定個人情報保護委員会の委員長、委員及び職員（以下「職員等」という。）が国の用務以外の目的で渡航する場合における海外渡航（以下「海外渡航」という。）の承認の取扱いは、この要領の定めるところによる。

(申請手続)

- 2 職員等は、海外渡航しようとするときは、あらかじめ海外渡航申請書を次の表に示す承認権者に提出し、その承認を受けなければならない。

承認権者	申請者
委員会	委員長及び委員
委員長	省令職以上の職にある事務局の職員
事務局長	省令職未満の職にある事務局の職員

(国交未回復の国への渡航)

- 3 職員が国交未回復の国への渡航を希望する場合には、事務局長あて関係書類を添えて事前に協議するものとする。

(課長相当職以上の職員にある者に対する渡航承認)

- 4 委員長は、課長相当職以上の職員に対して海外渡航を承認したときは、当該出発日の10日前までに承認書（添付書類を含む。）の写しを事務局長に送付するものとする。

附 則

この通達は、平成26年1月1日から適用する。